

# 固定資産税の家屋に係る手続きなどについて

## 1. 固定資産税の家屋に係る手続きは、主に次の項目があります

### ①家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を担当課に提出してください。（後日、担当職員が現地確認を行います。）

### ②家屋の名義を変更した場合

「家屋名義変更届」を担当課に提出してください。

※①、②について登記家屋の場合、滅失登記、所有権移転登記をすることで、家屋滅失届、家屋名義変更届の提出が不要となります。

### ③家屋を新築・増築した場合

新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、担当職員が伺いますので、完成後お早目にご連絡ください。

## 2. 固定資産の現況確認の実施について

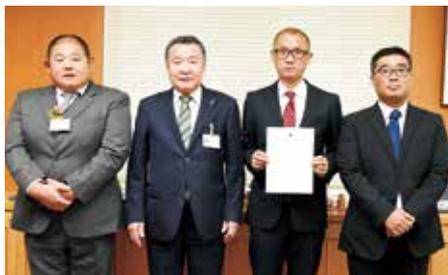
地方税法の規定により、毎年10月から12月にかけて現況確認を行っております。

## 3. 留意事項

- ・固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月2日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることとなります。一方で、1月2日以降に新築された場合には、その1年間は課税されません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が高くなる場合があります。
- ・各種手続きなどについて不明な点がございましたら、住民生活課住民グループまでお問い合わせください。

お問い合わせ先：住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

## 新しい地域おこし協力隊 えさか ふみあき 江坂 文昭さんが着任しました



集落支援担当の協力隊3人と野々村町長



辞令を受け取る江坂さん

10月1日付けで地域おこし協力隊（集落支援担当）として採用された江坂文昭さんの着任式が行われました。野々村仁町長から辞令を受け取った江坂さんは「幌延を楽しみながら、活動を頑張りたい」と抱負を語りました。

### 自己紹介



千葉から着任しました江坂文昭と申します。集落支援活動を担当させていただきます。

9月に無事「還暦」を迎え、前勤務先を定年退職し、第二の人生をここに過ごさせていたに過ぎなく、参りました。どうか宜しくお願い申し上げます。出身は大阪市です。大学卒業まで大阪で過ごし、その後、転勤等々で神奈川、千葉、和歌山、千葉と引っ越ししました。中学から大学、社会人とサッカーを続け、50歳になるまでボールを蹴っていました。

### 趣味・特技

ハイキングやキャンプなど外で遊ぶことが大好きです。料理が好きで、お昼ご飯は自作お弁当の「弁当男子」です。

### 今後の活動

まずは、幌延での生活を楽しみながら、皆さんと一緒に課題解決に向かって一生懸命取り組みたいと思います。どうか、公私ともにご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



（写真は2014年11月に北アルプス 燕岳で撮影）